

○弘前地区環境整備事務組合監査委員が取り扱う個人情報の  
保護に関する規程

〔 令和 5 年 3 月 31 日 〕  
〔 監査委員訓令第 1 号 〕

弘前地区環境整備事務組合監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章及び弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）の規定による弘前地区環境整備事務組合監査委員が取り扱う個人情報の保護等については、弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行細則（弘前地区環境整備事務組合規則第1号）の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。